

社会福祉法人天嶺会 役員及び評議員の報酬及び費用弁償支給規程

H28.12.14 理事会

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人天嶺会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の額と支給について定めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第2条 報酬等の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等が次の事に出席又は出張した場合は、費用弁償する。

- (1) 法人の役員会、評議員会、評議員選任・解任委員会
- (2) 各種研修会
- (3) その他法人運営に係る出張等

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に理事長が定める。

附則 この規程は、平成29年度定時評議員会から施行する。

2 平成11年4月1日施行の社会福祉法人天嶺会旅費規定は、平成29年度定時評議員会の前日をもって廃止する。

役員及び評議員の報酬及び費用弁償規程

別表

区分	報酬の額		費用弁償				
	(日額)	総額(年度)	航空運賃	鉄道運賃	車賃	県内旅費	日当
評議員	5,568円	300,000円	実費	実費	実費	同一市内 1,000円 その他 2,000円	半日 1,000円 1日 2,000円
理事		500,000円					
監事							
評議員・選任解任委員		同上	同上	同上	同上	同上	
顧問		同上	同上	同上	同上	同上	

※1 報酬日額は1回あたりとし、10.21%税引後、5,000円となる。

※2 費用弁償のうち航空運賃、鉄道運賃等は、しみず園職員に関する旅費規則の園長基準を準用する。

※3 県内旅費は、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会が開催される地と、届出住所地との関係である。

※4 役員のうち、天嶺会の運営する施設に就労する者については、報酬は支給しない。